

議案第58号

損害賠償の額を定めることについて

平成29年5月2日午後5時30分頃天理市川原城町249番地1先の市道139号線上で発生した車両接触による人身事故に関し、今般下記の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 9,390,000円